

議第 48 号

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

一般住宅のCATV視聴料相当分の加算に伴う住宅使用料を改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般住宅の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第133号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
名称	戸 数	使用料	備考	名称	戸 数	使用料	備考
宮地一般 住宅	1 戸	<u>11,320円</u>	世帯用	宮地一般 住宅	1 戸	<u>10,000円</u>	世帯用
旧中原教 員住宅	2 戸	<u>4,820円</u>	世帯用	旧中原教 員住宅	2 戸	<u>3,500円</u>	世帯用
焼石住宅	2 戸	<u>31,320円</u>	世帯用	焼石住宅	2 戸	<u>30,000円</u>	世帯用
旧和佐教 員住宅	1 戸	<u>9,320円</u>	世帯用	旧和佐教 員住宅	1 戸	<u>8,000円</u>	世帯用
幸田住宅の部（略）				幸田住宅の部（略）			
有里団地	2 戸	<u>51,320円</u>	世帯用	有里団地	2 戸	<u>50,000円</u>	世帯用
保井戸団 地	<u>2</u> 戸	<u>51,320円</u>	世帯用	保井戸団 地	<u>1</u> 戸	<u>50,000円</u>	世帯用
少ヶ野住宅の項～少ヶ野団地の項 （略）				少ヶ野住宅の項～少ヶ野団地の項 （略）			
小坂公舎 1	1 戸	<u>9,320円</u>	世帯用	小坂公舎 1	1 戸	<u>8,000円</u>	世帯用
				小坂校舎 2	<u>1</u> 戸	<u>6,900円</u>	<u>世帯用</u>
				小坂校舎 3	<u>1</u> 戸	<u>8,300円</u>	<u>世帯用</u>
小坂校舎 4	1 戸	<u>9,620円</u>	世帯用	小坂校舎 4	1 戸	<u>8,300円</u>	世帯用

改正後				改正前			
				小坂校舎	1	8,300円	世帯用
				5	戸		
旧小坂沢 上教員住 宅	2 戸	5,640円	世帯用	旧小坂沢 上教員住 宅	2 戸	4,320円	世帯用
羽根北公舎の項～羽根西公舎の項 (略)				羽根北公舎の項～羽根西公舎の項 (略)			
宮田団地	40 戸	39,100円	世帯用	宮田団地	40 戸	38,000円	世帯用
奥金山団 地	12 戸	29,720円	世帯用	奥金山団 地	12 戸	28,400円	世帯用
無数原第 三団地	5 戸	31,320円	世帯用	無数原第 三団地	5 戸	30,000円	世帯用
幸田住宅駐車場の項～宮田団地駐車場の項 (略)				幸田住宅駐車場の項～宮田団地駐車場の項 (略)			
奥金山団 地駐車場	1 区 画	1,040円		奥金山駐 車場	1 区 画	1,040円	
無数原第三団地駐車場の項 (略)				無数原第三団地駐車場の項 (略)			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

一般住宅のCATV視聴料相当分の加算に伴う住宅使用料を改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 一般住宅の使用料を改正します。また戸数や名称の誤りの訂正、用途廃止した住宅を削除します。

(別表第2関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)